

条 例

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第十四号

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号ホ(2)中「第二号イ(一)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。第二号イ(1)(一)」に改め、同号ホ(3)中「場合」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。第二号イ(1)において同じ。）を加え、同号ホ中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、ハ(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)並びにニ(7)の基準を適用しない。

別表第二号イを次のように改める。

イ 令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

- (1) 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (一) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (二) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
 - (三) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - (一) 施設（全自動調理機を含む。(二)及び(六)において同じ。）の全体の衛生

状況を確認するための監視設備を有すること。

- (二) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の営業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- (三) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (四) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (五) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (六) 施設に異常が生じた場合に当該施設の営業者と連絡ができるよう、当該営業者の連絡先の掲示を行うこと。

別表第四号中「付された営業」の下に「（従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。